

「横浜みどりアップ計画」地域緑のまちづくり

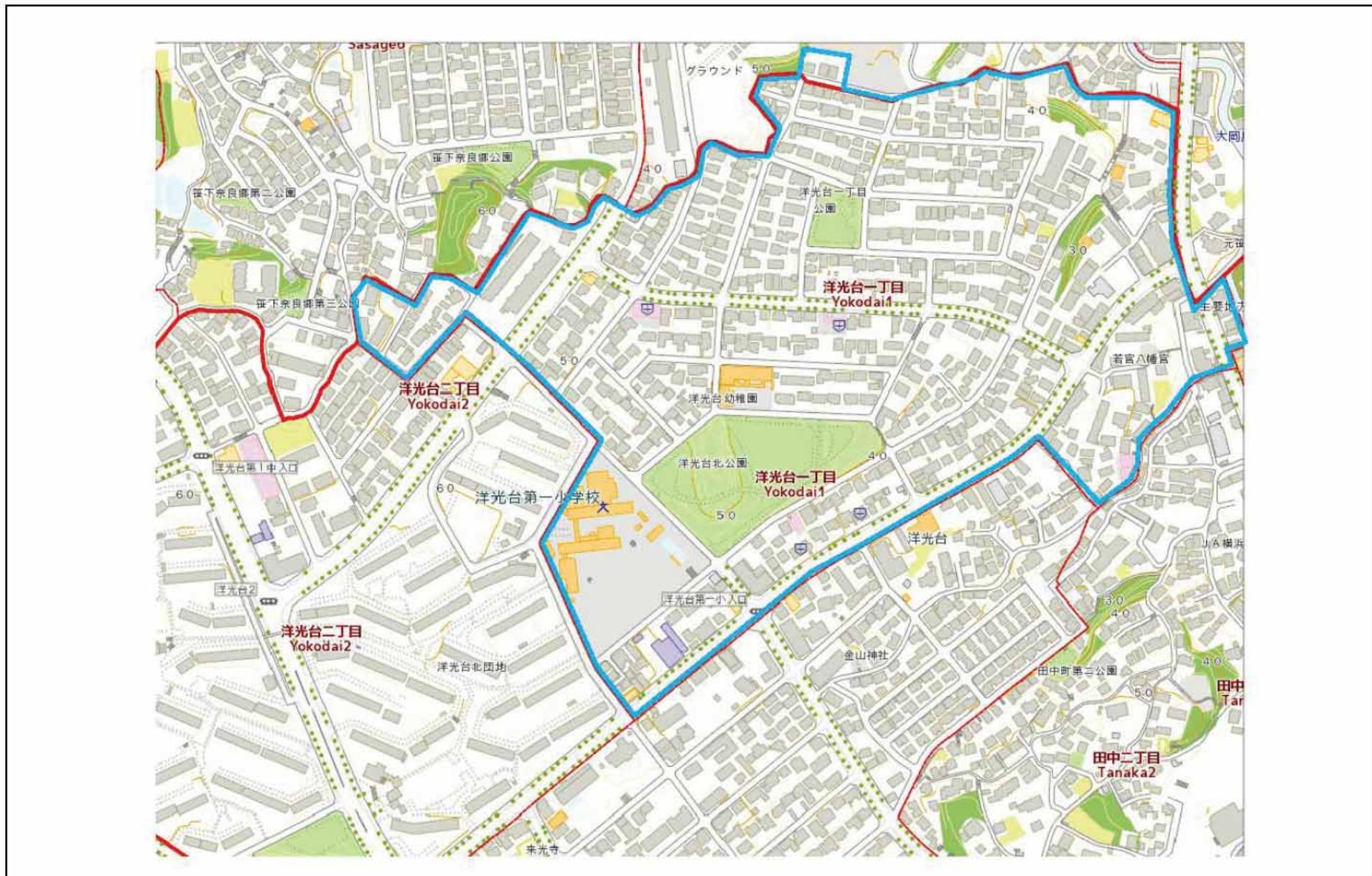
洋光台一丁目地区 地域緑化計画書

計画名：洋光台一丁目 会館敷地内等緑化計画

推進団体名：洋光台一丁目町内会 みどりアップ委員会

この地域緑化計画書は、公開します。

地区の範囲



計画期間	平成26年度～平成28年度
計画概要	<p>洋光台一丁目町内会で「みどりアップ委員会」を起ち上げ、計画を実行する。</p> <p>「みどりアップ委員会」は、町内会役員、一丁目クラブ（老人会）が中心となり、緑に興味のある会員であれば、誰もが参加できる組織とする。</p> <p>活動内容は、町内会館テラスと階段を挟んだ隣の民有地（斜面地）を緑化し、住民の方々に憩いの場として提供する。テラスには、芝生を敷きフェンスには壁面緑化を設置する。</p> <p>緑化を行うことで、地域活動が活発になり、より豊かな地域となることを目標とする。</p> <p>このような緑化の取り組みを第一歩とし、地域内の民有地に緑化が普及する事を視野に入れて活動を推進する。</p> <p>また、高齢化に伴い、一人住まいで庭の手入れができない方への緑化援助活動や、活動の担い手の募集・育成を進めるため、掲示板等を有効活用する。</p> <p>その他、小学校と協力して小学校斜面地への緑化や、バス通りの街路樹枠を活用した緑化活動を行う。</p>
立地環境	<p>戸建住宅が多く、緑を愛し大切にする方が多くいる地域で、各家の庭は綺麗に手入れしている所が数多く見られる。しかし、高年齢化により、手入れができなくなり、本人の意思とは逆に荒れてしまっている所も見られる。これらの庭の手入れの手伝いをすることも緑化活動の一環として位置付けて活動する。</p> <p>一方で、身体は元気だが、時間の使い方に困っていらっしゃる方々も多くいる中で、緑や花を通じて、皆の施設である町内会館を有効利用し、四季折々に彩ることで、憩いのスポットとして楽しめることができる。</p>
計画の効果	<p>町内会館と隣の民有地の間は公道である階段によって別れている。洋光台の中心部と笹下地域を繋ぐ大切な階段であり、人の往来が多いメインとなる道路である。また、町内会館であることから、会合や趣味の習い事で、利用する方が多く、利用者からは、町内会館の緑化を楽しみにしているとの声を多く聞いている。</p> <p>また、緑化援助活動は、一人暮らしや要援助者への見守りも兼ねていて、時代に適した活動であると考えている。</p> <p>街路樹枠の植栽は、近隣住民と一緒に活動する事で、緑化を通してコミュニケーションの場を設けることになり、円滑な地域コミュニティの運営に貢献できる。</p>

計画期間中の 仲間づくり・資金	<p>この活動は、洋光台一丁目町内会会員の他、任意団体の一丁目クラブ（老人会）・育成会（子ども会）も強力な一員である。町内会には、緑や花を愛する方々が多く、募れば会員の方々が手を上げるのは多い。</p> <p>町内会、一丁目クラブ、育成会は団結力が非常に強く、回覧も早くに回り何らかの活動があると第三者が協力して盛り上げている。回覧や町内に12個ある掲示板を利用して賛同者等を募集する手段も活用する。</p> <p>また、この地域の転入者（新築戸建）は若い家族が多く見られ、町内会加入率も高く地域に溶け込む意識も高い様に思われる。若い世代を誘って一緒に活動を行う。</p> <p>洋光台一丁目町内会は、法人化されており、町内会館や土地は自前のものであり、財産として登録されている。</p> <p>自己負担金は町内会より抽出する事は役員会で了承済みである。</p>
計画期間終了後 の 仲間づくり・資金	<p>街路樹幹への植栽など、近隣の方々が興味を持つイベントを行うと同時にメンバーに加入して頂くPRも行っていく。</p> <p>また、一丁目町内にある幼稚園、小学校にも声を掛け、小さい頃から緑に係わることの楽しさを体験してもらうように働きかける。</p> <p>すでに、町内会は幼稚園児と年二回公園の花壇植えを行っており、小学校では老人会が授業の一環として校内の草むしりや花壇等の掃除を行っていて、緑の大切さを教えている。</p> <p>資金捻出方法としては、今後、この活動資金を町内会として予算化する。</p>
創意工夫	<p>*町内会館の緑化では、既存のフェンスを利用した緑化や、グリーンカーテンを作成するなど、面白い空間利用を考えている。テラスには、軽量化された芝緑化を行い、会館を「みどりの館」風なものにする。</p> <p>*「みどりアップ委員会」の活動は、一人暮らしや要援助者への見守りも兼ね、地域貢献の高い活動である。また、活動時は揃いのビブス等を付け、見れば安心を与えるような、分かりやすい活動となるように工夫する。</p> <p>*洋光台一丁目町内会で独自のホームページを持ち、みどりアップの活動を計画期間中だけでなく期間後も紹介していく。随時更新することで、活動の担い手育成にも期待している。</p>

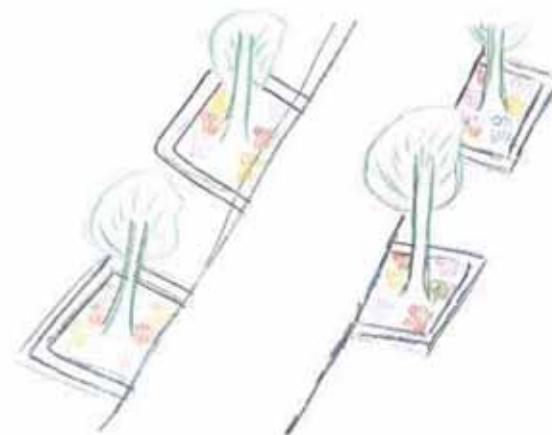
計画年次	計画内容
1年度目 (平成26年度)	<p><民有地緑化 設計></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会館緑化整備実施設計（テラス部・玄関前・会館裏庭の緑化） ・M邸斜面地緑化整備実施設計（会館隣地の民有地） <p><民有地緑化 整備></p> <p><地域緑化活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の維持管理活動のための機材・備品等購入
2年度目 (平成27年度)	<p><民有地緑化 設計></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有地緑化整備実施設計（地域内で募集した緑化整備地※2件程度） <p><民有地緑化 整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会館緑化整備（テラス部、玄関前、会館裏庭の緑化整備） ・M邸斜面地緑化整備（緑化フェンス、プランター花壇、植栽工事） ・民有地緑化整備（地域内の希望敷地※2件程度） <p><地域緑化活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校斜面地緑化（擁壁緑化用苗木、花苗等、土壤、肥料等） ・街路樹柵、民有地の緑化（花苗（春・秋の2回予定）、土壤、肥料等） ・地域の維持管理活動のための機材・備品等購入 ・緑化整備した場所の維持管理のための機材・備品等購入 ・広報用案内板の設置
3年度目 (平成28年度)	<p><民有地緑化 設計></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有地緑化整備実施設計（地域内で募集した緑化整備地※2件程度） <p><民有地緑化 整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会館緑化整備（テラス部、玄関前、会館裏庭の緑化整備） ・M邸斜面地緑化整備（植栽工事） ・民有地緑化整備（地域内の希望敷地※2件程度） <p><地域緑化活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校斜面地緑化（擁壁緑化用苗木、花苗等、土壤、肥料等） ・街路樹柵、民有地の緑化（花苗（春・秋の2回予定）、土壤、肥料等） ・地域の維持管理活動のための機材・備品等購入 ・緑化整備した場所の維持管理のための機材・備品等購入 ・広報用案内板の設置
計画期間終了後	上記緑化の植栽・管理や見守り活動の維持、担い手の募集、育成。

緑化計画図

D ヘグリーンカーブ／エキオキ



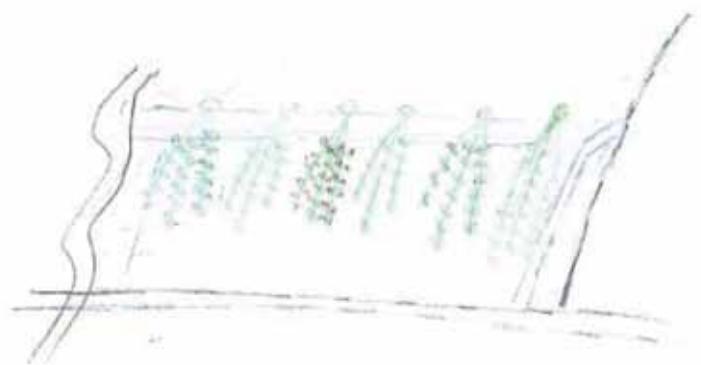
E 〈歩道樹美化活動〉



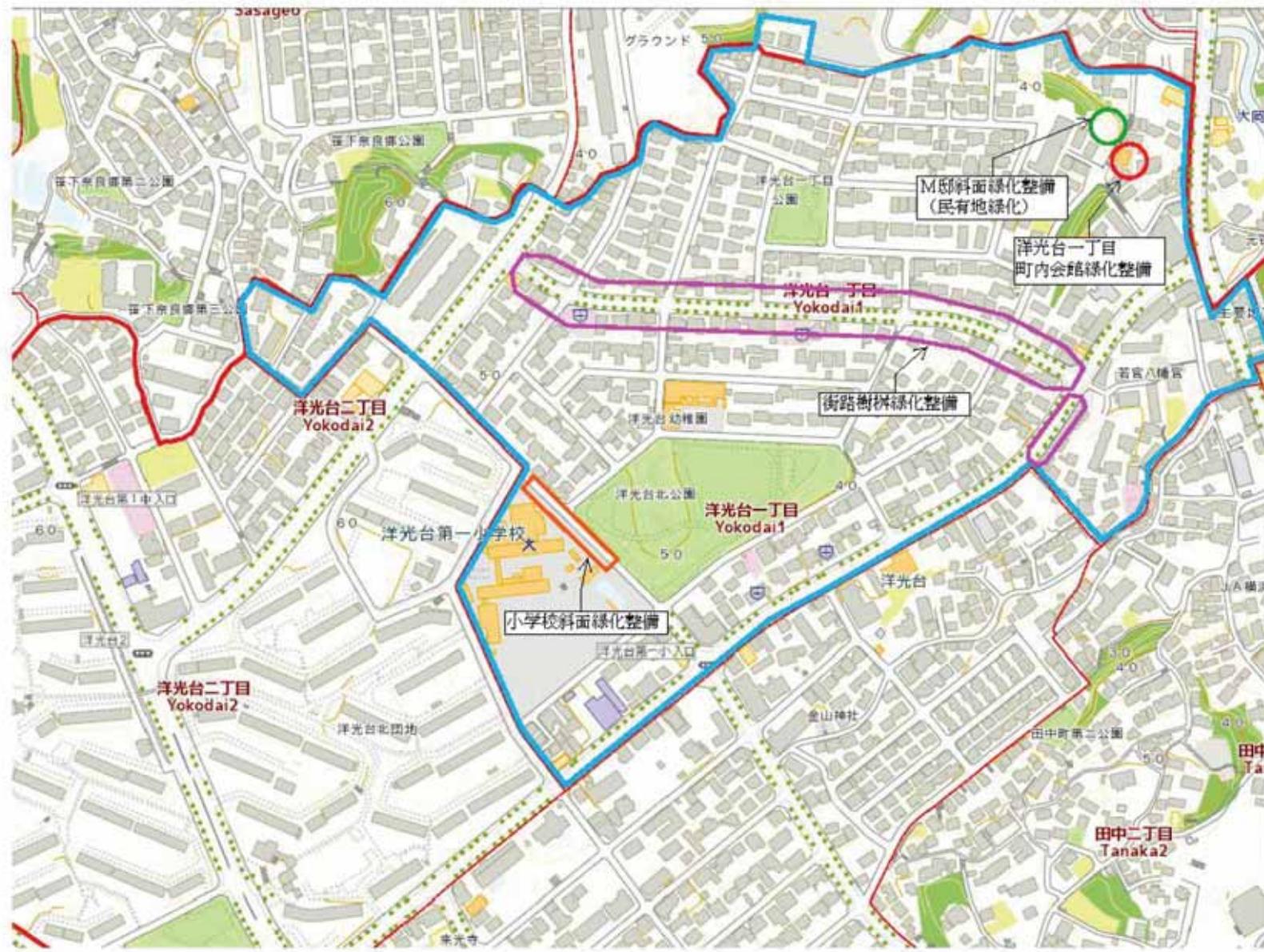
B 〈駅舎等面影飾り事 下〉
C 〈駅舎等面影の事〉



F 全小
つる植物の壁面



緑化計画位置図



概算事業費（単位：千円）^(注1,5)

助成項目	細目	1年度目（平成26年度）	2年度目（平成27年度）	3年度目（平成28年度）	項目ごとの合計	※【参考】 助成率・助成金額の上限
1 民有地緑化	①設計等経費 町内会館緑化整備実施設計(テラス部、玄関前、会館裏庭) M邸斜面庭緑化整備実施設計(会館隣地の民有地)	1,452	200	200	1,852	100%以内
		0	3,755	3,802	7,557	
2 景観木保全	②緑化整備等経費 (注2) 町内会館緑化整備(テラス部、玄関前、会館裏庭) M邸斜面地緑化整備(緑化フェンス、プランター花壇、植栽緑化整備) 民有地緑化整備(地域内の希望敷地※2件程度)	0	0	0	0	90%以内
		0	0	0	0	
3 地域緑化活動 (注3)	①調査費	0	0	0	0	100%以内
	②診断書作成費	0	0	0	0	
	③治療費	0	0	0	0	③と④は各景観木1本につき、合計50千円以内 100%以内 (上限50千円/本)
	④環境整備費	0	0	0	0	
年度ごとの合計 (注4,6,7,8)	①維持・管理費	811	720	720	2,251	100%以内 ①～④の合計 1,000千円以内／年度 100%以内 (上限100千円/年) 100%以内 (上限40千円/年)
	②広報・研修費	0	100	100	200	
	③事務費	100	100	100	300	
	④諸雑費	40	40	40	120	
		2,403	4,915	4,962	12,280	1～3の合計5,000千円以内／年度

(注意事項)

注1：概算事業費（予定金額）は、計画の助成金と自己負担金を含めた額となります。計画がない項目や細目は、0（ゼロ）となります。

注2：民有地緑化の緑化整備等経費には、最低10%の自己負担金が必要となります。（助成金申請時に、自己負担金が用意できることが助成金交付の要件となります。）

注3：地域緑化活動の助成項目では、1年度につき1,000千円が助成金額の上限となります。

注4：民有地緑化、景観木保全、地域緑化活動の助成金の合計は1年度につき5,000千円が助成金額の上限となります。（3年度総合計の助成金額の上限は、15,000千円です。）

注5：概算事業費は、千円単位となります。（なお助成金額は、千円未満切り捨てとなり、端数は自己負担金となります。）

注6：本概算事業費の年度ごとの合計金額を上回る助成金の申請はできません。

注7：年度ごとの概算事業費を作成することとし、年度間での助成金のやりとりはできません。（年度ごとに助成事業を完了させる必要があります。）

注8：上限内での年度ごとの項目間、細目間での事業計画の見直しは、可能です。（28年度の地域緑化活動における維持管理費を増やし、その分の広報研修費を減らすなど）